「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の事前評価につきまして、「評価・検討シート」のご提出をいただき、誠にありがとうございしました。 いただいたご意見は、第2章の各節ごとにまとめ、下線、太字、網掛けなどを含めて、原則として原文のまま掲載をさせていただきました。 なお、「参考」の欄には、いただいたご意見に対する鍛冶先生のコメント、条例案の策定時に議論された内容、市に対するご意見についての事務局の考え方などを記述いたしました。

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参	考	第3回市民討議会での討議内容
条文の問題はないが、運用していく上での意識づけが不十分であったように感じる。 懇話会等とワークショップのそれぞれの役割が不明瞭で、それぞれに意味のある役割を果た せていたかというと疑問。アリバイづくりだとか、ガス抜き、といった取組みが、中にはあっ たのではないか。 2項についても、市側に知らせる意志が無ければ意味が無いと思う。パブリックコメント等、 本当に小諸市民に即した手法を取れているのか、再度検討が必要ではないか。やればいいとい うものではないと思う。知らせる意志がなければ意味が無い。	市といたしましても、その方法 今回の評価・検討作業の中で 例の制定についても検討する予	は、市民参加に関する手続き条 定であり、そうした取組みも含 は」がより実効性のあるものとな	
第5条の参加する権利、情報を知る権利はOK。 逐条解説に、「参加しない権利」とありますが、法令にこういう規定は違和感があります。 法律の専門的な知識が無いので、判断が間違っているかもしれません。鍛冶先生にお尋ねしたい所です。 参加する権利、知る権利に対して、参加しない、したくない、知りたくない場合は、権利を行使しないという事ではないでしょうか。参加しないことによる不利益から免れる、というのは、理念としてはそれで結構です。 この条文は、第9条の、「区への加入」にかかわる事と考えるからです。区への加入を義務付けているのに、参加しない自由を掲げて区への加入を拒否できるのは矛盾です。 能動的な権利は、例えば投票権のように、権利を行使しないことで投票行為を拒める。「投票しない権利」という言い方は詭弁です。 区への加入義務も、義務を拒否できるのではなく、義務を減免する方策を設けて、加入したくない人への対応とするのが、法令手続きとしては納得できます。 「知られない権利」「忘れられる権利」という考え方が、ネット社会の進展で出てきているようですが、これも定着した考え方ではないようです。	をめぐる情報を知る権利だと理な規定で、憲法や地方自治法なように、「まちづくり」を地域というを理論を開かる取組だけである。とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、とり、という、を利力には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	治の過程に参加する権利と自治 と、この条文はやや平凡 と、この条文はやや平凡 と、この条文はやや平凡 と、この条文はやや平凡 と、この条文はやや平凡 のの規定と同様の効果しかない 市計画上の諸規制分 に、をでは、をでは、をでは、をでは、をでは、をでは、をでででで、で、は、をでは、は、で、は、をで、は、をで、は、をで、は、をで、は、ないで、は、ないで、は、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は	

まちづくりの情報のお知らせは、分かりやすく、イラストを使って説明していけばいかがでしょうか。	まちづくりに関する情報を分かりやすくお知らせすること は、大変重要なことだと考えています。イラストの活用なども 含め、今後工夫していきたいと思います。	
どれだけの市民が自治基本条例の存在を知り、内容を知っているのか。どうやって知ってもらい、どうすれば自治意識を高めることができるのか、第2章を評価・検討するにあたって、 討議会のテーマの一つではないか。	大変貴重なご意見であり、これまでそのような取組みが不十 分であったことを率直に反省しなければならないと受け止めて います。ご意見の内容は、「第2章」のみならず、条例全体のテ ーマであると考えます。	
市民の権利を行使し、市民の役割を果たすための条件整備は、執行機関の重要な役割と位置づけて、各種委員の公募、市民アンケート、市民ワークショップ、懇談会・意見交換会、パブリックコメント、公聴会、公聴事業など実施されてきたが、各実施事項が、市民との関係で、参加人数など適正であったか、成果はどうであったのか、出された意見がどう活かされた(反映)のか等、明らかにし、今後に活かすための検討がされているのか。例えば、公募委員の公募状況はどうであったか。	まちづくりへの「市民参加」や「情報提供」につきましては、市といたしましても、その方法等を模索している状況です。今回の評価・検討作業の中では、市民参加に関する手続き条例の制定についても検討する予定であり、そうした取組みも含めて、「市民参加」や「情報提供」がより実効性のあるものとなるよう工夫し、改善を図っていきたいと考えています。そのため、現在、自治基本条例制定後の「市民参加」のための市の具体的な取組事例について調査を行っているところです。	
 改正意見 市民が自治の主体・まちづくりの主体であることを、より明確に意識するためにも、「自治の主体」もしくは「まちづくりの主体」の文言を第1項に入れても良いのではないか。 第5条 市民は、自治の主体として、まちづくりに参加する権利を有します。 もしくは、 第5条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。 		
改正意見自治によるまちづくりにおいては、市民自らが、その主体として取り組んでいく訳なので、条文にもそれを謳ったほうが良いと思います。第5条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。		

(市民の役割)

第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第3回市民討議会での討議内容
ワークショップは何のためにするのか、といった本来の目的を主催する側が理解をしていないのに、市民に「自らの発言と行動に責任」を求めるのは無理。いつまでたっても、個の立ち位置から次の段階へ進めない。個をふまえて、公を考えることに意味があるのではないか。そういう場が、ワークショップだと思っていたが・・・。	そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。「ワークショップをやった」ということを言い訳にしてはいけませんし、ワークショップを開催するからには、そのためのスキルを身に付ける努力も必要だと思います。	
市民が役割を果たすには、適切(内容・時期・回数)な情報提供が必須条件であることから、様々な情報提供手段を駆使して実施されてきたが、特に、小諸市の重要課題について、適切な内容で、適切な時期に、適切な回数で情報提供をし、市民の意見を聞き、計画にどう反映できたのか、検討・分析をされているのか。 (自らの発言と行動に責任を持つことが出来たのか。一市民として納得がいかないものがある。)	まちづくりに関する情報を適切にお知らせすることは、大変 重要なことであり、今後もそのための工夫や改善を図っていき たいと考えています。 なお、本討議会の目的は、具体的な施策や取組みそのものの 評価ではありません。小諸市の重要課題に関する情報提供等の 検討・分析につきましては、本討議会が行おうとしている「自 治基本条例の評価・検討」の対象とはなりませんので、ご理解 をお願いいたします。	